

2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和5年2月21日（火）
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第6号 令和5年度藤井寺市学力向上プランの実施について
・・・資料1（学校教育課）
 - 日程第5 議案第7号 令和5年度教職員研修に関する方針について
・・・資料2（学校教育課）
 - 日程第6 議案第8号 令和5年度支援教育に関する方針について
・・・資料3（学校教育課）
 - 日程第7 議案第9号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
・・・資料4（生涯学習課）
 - 日程第8 報告第4号 教育委員会の後援名義等について
・・・資料5（教育総務課）
 - 日程第9 報告第5号 国史跡保存活用計画の策定に係るパブリックコメントの
実施について
・・・資料6（文化財保護課）
 - 日程第10 その他報告事項
藤井寺市立認定こども園条例施行規則について
・・・資料7（保育幼稚園課）
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員 足立 義幸
教育委員 富山 昌克
- 5 教育部出席者 教育部長 萬田 栄治
教育部理事兼次長 寺田 剛
教育総務課長 中村 真也
学校教育課長代理 岸 廣幸
文化財保護課長 尾花 克也
スポーツ振興課長 八木 淳一
図書館長 國頭 順子
- 6 その他出席者 こども未来部長 武廣 智雄
こども未来部次長兼
保育幼稚園課長 音羽 康生
保育幼稚園課参事 國本 貴子

7 書記 教育総務課課長代理 田仲 孝次

8 傍聴者 4人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○濱崎教育長

皆さんこんにちは。2月の定例教育委員会議を始めさせていただきます。
はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、足立委員よろしくお願いたします。
続きまして、前回令和5年1月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。
次に、今回は教育長報告については、ございません。
それでは会議次第に従い議事に入ります。本日は議案が4件、報告事項が2件、その他報告事項が1件でございます。
まず、議案第6号 令和5年度藤井寺市学力向上プランの実施について、学校教育課長代理、説明願います。

○岸学校教育課長代理

令和5年度 藤井寺市学力向上プランの実施について説明させていただきます。
資料1をご覧ください。
この資料は、校長会議・教頭会議だけでなく、2月27日実施の学力向上推進委員会において、来年度に向けた藤井寺市としての学力課題と改善に向けた方針を示すために、学力担当者に提示し説明しております。3月に行われる各校の学力に関する課題設定や来年度の学力方針を示す総括会議において参考にしてもらい、市内小中学校の来年度の学力向上に関する活動を1学期よりスムーズに進めていただくための資料になります。
それでは、内容についてご説明させていただきます。
今年度から来年度の市としての学力目標の変更点を中心に説明させていただきます。令和4年度に関しましては「主体的な学び」というものをキーワードにしてまいりましたけれども、来年度の令和5年度は「入口の情意から出口の情意へ」という言葉に変更しました。その理由につきましては、授業参観等の際、授業導入時の課題設定にだけ重きを置いている授業が散見され、学習評価や学習後の学びへの誘いを意識する授業の必要性を感じたためです。授業後に児童生徒がもっと深く学びたいと思えるような授業ができてこそ、本市の課題である家庭学習にも反映されるのではないかという仮説のもと「入口の情意から出口の情意へ」というテーマに変

更させていただきます。また、今年度の全国学力調査や、すくすくウォッチの結果もこれまでにお伝えしてきましたが、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫していましたか？」というアンケート項目は中学校が大きく改善され、小学校ではやや課題が残りました。また、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか？」というアンケート項目に関しましては小・中学校ともに改善が見られたものの、まだまだ数値としては高いものになっておりません。こういったことから、来年度も今年度のテーマである「アウトプットし、学び合う力」に関しましては継続していきたいというふうに考えております。

また、まだ決定ではありませんが、来年度も府教育委員会のモデル校事業に積極的に継続して参加したいと考えております。藤井寺中学校の「スマートスクールモデル校」、道明寺小学校、道明寺中学校の「確かな学びモデル校」、道明寺東小学校の「学校図書館モデル校」、藤井寺南小学校の「国語の授業づくりモデル校」になります。市内小中学校の半分の学校にモデル校として推進していただき、学力向上に向けて、府教育委員会に計画書を提出しております。モデル校の指定が決定しますのは3月上旬になっておりますので、具体的な方針作成に向けて、市教委担当者と学校がしっかりと連絡を密にしながら進めていきたいと考えております。

さらに、残りのすべての学校におきましても、年間3回以上の研究授業を実施しております。その際には、学識経験者や大学の教授等を派遣することで、研究授業をやって終わりではなく、事前・事後の取り組みに反映させることができるような形にしております。研究授業を先生方の学ぶ機会、学びのより多いものにしたいと考え、そういった施策を取らせていただいております。

以上のような取り組みを来年度も推進していきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱崎教育長

ありがとうございました。特に質問になると思いますが、ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。「出口の情意を重視した授業」というのは、聞こえはいいのですが、教員はこの言葉をどう感じるのか、そして子どもにはこの意味をどう介していくのかというところで、何かお考えはありますか。

○岸学校教育課長代理

ここ数年、学習評価という部分をしっかりしていけないといけないという話が全国的に出ておまして、特に学習評価で大きく2つ分かれているのは、記録に残す評価、世にいう成績につけたりするような評価の部分と、授業に生かすための評価という大きく2つに分かれています。やはり、先生方が今後授業に生かすような評価、要するに1回目の授業をして次の授業のためにどのようにテコ入れをしないといけないのか、逆に、1回目の授業をしたことによって「しんどかったな」「理解ができていなかったな」という子どもたちに対して、どういう支援をしていくのかだとか、そういった評価の仕方というのをやはり考えていくべきだということをは、ここ数年お話もさせていただいておりますので、そういった部分で子どもたちが、授業が終わった後に「自分から調べてみたいな。」だとか、「ここの部分はどうなるのですか。」みたいなことを先生に質問しに来るような授業を具体的に進めていかな

ければいけないということで、やはり子どもたちの知的好奇心をくすぐるような授業の終わり方ということは非常に大切になってくるということで、この前の学力向上推進委員会の中ではお話はさせていただいておりました。

○濱崎教育長

私は、テーマとしては素敵な言葉だなと思うのですが、分かりやすい・しみ込みやすいという意味では、学校の先生方、校長先生等管理職も含めて、この言葉をどう生かすかということと、彼らの目的が基本的にはそれを子どもにどう返していくのかという時に、どういう言葉を使って授業を進めていく時の大きな目標・ねらいになるのか、どの教科でも同じ目的でずっと続けていかないといけないので、何か分かりやすい言葉をまたその皆さんが集まった時に具体化していただけたらなと思いますが、委員の皆さまはいかがですか。

○足立委員

おっしゃるとおりの部分もありますし、同じ意見になってしまうのですが、この「情意」という言葉というものが個人的にはあまり馴染みのない言葉であって、漢字の印象からいくと、そのイメージが学力というものとどういうふうに繋がっていくのかというのが、ぱっと見で少し結びつきにくい部分があったので、教育長のおっしゃられたとおりの、もう少し分かりやすいイメージに具現化していく必要もある部分もあるのかなというふうには思いました。

あと、学びというのは積み重ねという部分があるかとは思いますが、その年度その年度で課題を見つけてブラッシュアップしていただいているとは思いますが、今年のその取り組みに関して何か具体的になっているようなところと言いますか、そういうような部分があるのであれば、参考までに教えていただけるとありがたいかなと思います。

○濱崎教育長

今ご質問されている何かというのは、今年の成果ということでよろしいですか。

○足立委員

そうですね。本年度を顧みた時に、来年度はこうした方がいいというような部分でもし何か具体的にお持ちの部分があれば、例として教えていただけるとありがたいかなと思います。

○岸学校教育課長代理

昨年度の学習に対する主体的な取り組みということで、そこにウェイトをかけて話させていただいて、各学校の方で具体的に先ほどの言葉も分かりやすい言葉という視点でお話しすると、周りど、子どもたち同士で確認したくなるような課題設定というのが、実は言うとな先生方のキーワードとして設定させていただいたテーマだったんですね。やはり、子どもがパッと答えて終わりというのではなくて、「それってどうなんだろう」と考えて、それを自分の意見を持ってそれが友達の見解と確認したくなるような、そして、しかもその中で友達との考えが例えばずれてしまった時に、そこで会話が起これるのではないかということが昨年度の学力向上推進委員会

でお話しさせてもらった中身だったので、それは先生方の中から出てきたことですが、けれども、こういった部分を意識していったことによって、本当に先生方は導入の部分で非常に力を入れて研究授業等でも僕らが授業を見に行かせてもらった時にもされている部分はたくさんあるなと思いました。特に小学校が多かったのですが、すごく導入のところで力を入れていて、いろいろな物を作って（段ボールで何かを作って）初めの部分はすごく先生方がいろんなことをしてくれているから面白そうだと思って入っていった時に、10分後考える時には静かになってしまって、初めの5分はすごく良かったのにその後が続かなかったというのが散見した部分がありました。ですから、やはり、授業が終わった後に子どもたちがもっと学びたいというところにウェイトをかけたいというのは、本年度、学力の担当で集まったりICTの関係で集まったりするのですが、やはりそういった部分をどういった形で一人一台パソコンというのを生かせるのかなという話は協同で話したこともありました。そういった観点に来年度は力を入れたいということで、先程、言葉としては難しいというお話でしたが、出口の情意という言葉を入れさせていただいた次第です。

○濱崎教育長

今回も主体的な学びということを刺激する上でも、特に一步段階が進んで協働的な学び、協働して学んでいく、高めあっていくというようなところにより視点を置いたということによろしいですか。

○岸学校教育課長代理

そのとおりです。

○濱崎教育長

他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

わからないので教えていただきたいのですが、解決に向けた具体的なビジョンの一番下のTM化というTMというのは何ですか。

○岸学校教育課長代理

これは一番下にある確かな学びを育む推進校というモデル校の一つですが、本市の小学校1校と中学校1校がこのモデル校に指定されるのですが、その確かな学びというのを略してTMと表記を使っております。ややこしくて申し訳ありません。TM化というのは、それぞれの学校がそういった学力目標を決めたうえでビジョンを持って取り組んでいきたいと思いますという形で取り組ませてもらうことになります。

○濱崎教育長

市内共通の言葉になっているそうです。他にご質問等ございますか。

○富山委員

期待される効果という一番最後のところですが、主体的に学習に取り組む児童生徒の増加、ipadを使ってもICTもそうですが、子どもさんが自ら勉強していくと

いうところをどう授業に使うって伝えていくかというところがテーマなんですよね。先程もおっしゃっていた導入、僕たち番組で言うとつかみだとおもいますが、つかみの後のセリフで視聴率というのが上がったり下がったりします。実は、先生方つかみを一生懸命ご用意してくださっているのですが、次にいくところの言葉というのを、もう一度、先生方がどのような表現をされているのか、今だったら YouTube でも、すごく上手に算数を教える方も多々あるわけですよ。その方たちも必ずつかみとその後のところに関ぐ言葉を何か決めておられると思います。その辺をもう一度 Youtube だからとか塾だからとかそういった物の見方するのではなくて、どうやって子どもの意識を繋いでいるのかというところをパフォーマンス力だと思うんですよね。舞台役者をつくるぐらいの先生方の方向に持っていけばもう少しこの辺が向上していくのではないかなと思いました。このTM化とか面白いと思います。DAIGOさんみたいなものですよ。本当に先ほどから見てもわかりませんでした。DAIGO語かと思って逆にホッコリしたので、子どもさんの気持ちがあったかくなれば普通に使ってもいいと思います。説明していただければ。以上です。

○濱崎教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。現場の先生方がみんなで集まって教育委員会事務局と一体となって来年度の学力向上プランを作成したということでご理解をいただきたいなと思っております。今、ご説明いただきました令和5年度藤井寺市学力向上プランの実施について、このとおりに決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第6号について、決定いたします。

次に、議案第7号 令和5年度教職員研修に関する方針について、学校教育課長代理、説明願います。

○岸学校教育課長代理

令和5年度 教職員研修に関する方針について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

方針1の教職員研修に向けてというところに関しましては、それほど大きな変更点はございません。

来年度の方針として今回、藤井寺市教育委員会事務局で考えておりますのは、教員に求められている資質や能力の育成のために、近年取り組んできました授業づくり研修に加えて、新しい学力観を育む機会の創出に繋がりたいというふうに考えております。

また、GIGAスクール構想を含めた学校現場・学習指導の急激な変化に対応できるように主体的に学ぶ教員の育成ということもテーマに掲げております。

また、経験年数の少ない教員が増える中、ミドルリーダー、首席・指導教諭とい

った中間になってくる30代40代の先生方に研修を充実していけたらなというふうに考えております。

次に、方針の2. 藤井寺市教育委員会が実施する研修の視点ということです。最後のページに、「令和5年度 藤井寺市教職員研修一覧表」(予定)という形で掲載させていただいておりますが、来年度このような形で計画をしております。夏季休業期間を中心に、「授業づくり研修」や「人権教育研修」といった例年通りの研修はすすめていくのですが、来年度に関しましては、大阪教育大学の庭山先生に「ポジティブ行動支援」といって、子どもたちをできるだけポジティブな言葉で包み込むことによって、今、不登校といった部分が非常に問題になっておりますので、できるだけより支援をしてあげられるような学校態勢というのはどういうふうにしていったらいいのかというようなことを提唱されている方ですので、この方の研修を新しく入れたいと考えております。また、下の方になりますが管理職研修のところに「非認知能力の育成」の部分に関しましては、四天王寺大学の小磯先生が非認知能力をずっと研究されてきて、先日うちの指導主事も研修に行かせてもらった時には非常に面白い話だったので、管理職先生にもこういった話をさせていただいたら面白いのではないかとということで、来年度、話をさせていただいているところです。

次に、3. 校内における研修の充実についてですが、各校における研修に関しましては、先程、学力向上プランの方でもお話しさせていただきましたけれども、市内10校において全て学識経験者を派遣しておりますので、各学校の授業づくり研修、校内研修の方にそれぞれ生かしていただくというのは継続して進めてまいりたいと思っております。

最後に、資料にはないのですが、教員免許更新制度が今年度で終了しました。全国的に新たな枠組みでの教員研修が求められており、近日中には詳細が示されるものと考えています。教職員の過度な負担になることがないように大阪府教育センターや市教委研修との調整をしていきたいと考えております。ですので、現在予定になっております法定研修につきましては、1年目、2年目、5年目、10年目になるのですが、そういった先生方に対する研修というのは大阪府教育センターで実施される研修もあるのですが、市として研修ということはしていくことによって、先程お話しさせてもらったミドルリーダーの育成にも繋げていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○濱崎教育長

ありがとうございました。先程に引き続きまして研修計画ということで、学力プランともかなり関係のある話と思っております。ただ今の件について、委員の皆さま、ご感想、ご印象等いかがですか。

○足立委員

時代の変化もサイクルが早くなっているというのもありますので、新しい情報をつかんでいくということを考えていくと、こういうふうな研修に機会を設けていくというのは非常に大事だなというふうには思います。ただ、少し気になるのが、研修にかかる時間であるとか、それを実践してく力や労力の事を考えますと、今までの仕事をこなしたまま上乘せ式的に考えていくのは個人の能力と言いますか、ポテ

ンシヤルと言いますか、それがすごく影響してくる部分になってしまうところもあるのかなというふうには思います。ですので、どこかのタイミングで必要なことなのではないのかなと思うんですが、業務の棚卸的なことを一度してみて、それで時間なり労力的な余裕を見たらうえて、研修というものがより効果的に発揮できるような環境づくりというものを並行して考えていってもらいたのかなというふうには思いました。

○濱崎教育長

充実した研修ということで、表題を出させて学校の先生方にこんな研修をしてくださいというお話は大切なことなのですが、本当にそれができるのですか、という意味の環境整備の中で、働き方改革も含めて、教育委員会もそこはしっかり考えていけないと身になる研修にならないのではないかと、大変建設的なご意見をいただきましたがいかがですか。

○岸学校教育課長代理

委員のおっしゃるとおりで、働き方改革というのは今年度、市教委でも喫緊の課題というか最重要で話をさせていただいていまして、今年度、校務支援システムも入れさせていただいて、先生方の文書処理といった部分に来年度の令和5年度から本格的に全校コンピュータ管理をしていって紙媒体をどんどん減らしてくということをしていこうという形で、今はその試験期間という形を取らせていただいております。本市の場合、先生方の電話の応答なんかも一定で切れるような留守番応答にするような形にしたりだとか、そういった取り組みは非常に本市は早かったのですが、その成果がどれぐらい出たのかというのは、アンケート等で検証させていただいているのですが、やはりコロナの関係もあつたりだとか、通常と異なるような流れが入ってしまったことによって、実際、少しは下がってきているのですが、抜本的な改革が出来ているかということ、本当になかなかそういったところまで踏み込めていないという部分がありますので、やはり、研修や調査、他の業務もそうですけれども、そういった部分もひっくるめて市として考えていくということはあるというふうに考えておりますので、継続して取り組みたいと思います。

○濱崎教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

実際に職員さんの研修一覧表を見て驚いたのですが、素晴らしい研修内容で、これをビデオで撮影されて限定公開の Youtube なんかは無理なのでしょうか。僕たちも見るといことが、実際に大学の先生方が来てこういうお話をしてくださるといのは本当に貴重なことなので、実際関わっている先生方も参加できない方とかが後程1.5倍速くらいでこの研修が見れるとなれば、もっと充実した、他の科目のものも見ておいてねというような方向がいいのかなと思ったりもします。僕はこの研修を聞きたいです。どうかご検討よろしくお願いします。

○岸学校教育課長代理

コロナの期間はそういった形をとらせてもらって、オンデマンドとって期間をひと月くらいとらせてもらって、それを見ていただくような形でさせていただいた時もあったのですが、今はどちらかというと今年から対面の方に移ってきたので、その出会いとその場での取り組みを大切にしたいという形で取り組んできました。実際にオンラインでやっていくこともできますし、ICT関係の研修なんかは、ずっとひと月以上先生方に見ていただくようなスパンを取ったりもしていますので、今後もそういった形でできるだけ取り組んでいけたらと思います。著作権等の問題もあるので、そのあたりをどういうふうクリアしてくかというのはあると思いますが、今後も取り組んでいきたいと思っています。

○富山委員

あともう一件、このポジティブ行動支援というところの庭山先生のどういう内容なのかは存じ上げないのですが、いつも芸人さんのペコパさんの受け答えが素晴らしいなと思っていて、何をどう言われても肯定的に相手を8割ほめて2割アドバイスするような、もし否定を使わなければ、やはり誰も根に持ちませんし、もっと肯定的な社会になっていくのではないのかなと思って、こういったポジティブな行動支援というところを言葉も含めて持っていけば根本的にペコパさんのような話し方でいじめが起こるのかということも言語学者にも見てもらいたいですね。日常に否定を使わない、全て肯定後だけでお話できるような社会になれば、もしかしたらいじめが消えるかもしれないなと思いつつも、僕は生物が専門なので弱肉強食の生物の世界を知っていますから、本当に相反するところで難しい問題があるのだろうな。だから、小学校や中学校の先生方がいじめの対応をされているのを聞いていたら、こちら心も苦しくなるくらいすごく多大な時間を割いておられるので、その辺もきちんと新しい形を作っていくといけないのだろうなと本当に感じます。

○濱崎教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。今日は非認知能力の話が少し出ていて、管理職研修で園長会と共同でやり始めたのですね。どちらかというと、幼稚園から発達してきた考え方で、ずっと小学校や中学校に広めていきたいと思うのですが、國本参事、何かいいお話をしていただけますか。

○國本参事

非認知能力の事ですけども、やはり子どもの時期に培った力が一番生きてくるというのが成人した時だと言われているんです。ですので積み重ねてきたものを自分の力で未来を切り開いていく、人生をつかんでいく時に一番重要なんだろうなということを私も感じています。先程、学力向上のお話の中で「出口の情意」というお話があったのですが、それも正に非認知能力を育むということだと思います。授業を受けた後に、子どもが自分から「もっとやってみたい」「もっと知りたい」と、次に向かっていく。自分でやっていこうという力とか、自分で次の見通しを持って頑張りを続けていくという、授業後に子ども自身がどう意欲をもっているか、ということに注目した「出口の情意」という考え方は、すごく非認知能力につながるなと思いました。来年度の研修予定には非認知能力の講義があり、そこに幼稚園、保

育所職員の参加も組み込んでいただいているということで、とても期待していますのでよろしく願いいたします。

○富山委員

すみません。もう一度だけ、非認知能力について教えてください。

○國本参事

非認知能力ということなんですが、認知能力と非認知能力というふうに分かれてまして、認知能力の方は計算が出来たり字が読めたりという見える力です。非認知能力というのは、持続力があったり自分で意欲を持って取り組んでいったり自分をコントロールしたりとか、学力に繋がる下地のような見えない学力といいますか、人間が人格を形成して自分らしく生きていく中ですごく前向きにポジティブに生きていくために培っていく力です。このように認知・非認知に分かれています。

○濱崎教育長

いわゆる社会的情意という言葉は少し堅いのであまり使わないのですが、意欲・やる気・関心・態度みたいなものはどう育てていくかというのが幼児期からの大きな課題です。情動というんですかね。気持ちの動きですね。幼稚園で言っているのは、特に興味関心を持って築く力であるとか、そういったものをまず大切にしようというようなことは、保育幼稚園課と一緒にお話をしているところで、知識というのはすぐに忘れてしまうけれど、そういう気持ちというのはずっと育っていくという中で、何か困難なものにぶつかったときに、やる気があるとかということの方がものすごく人間の生きる力として大事というようなお話が今ずっと出てきているんですね。ありがとうございました。この項の最後になると思うのですが、私の方からは校長会等でもお話しさせていただいておりますように、今回の学習指導要領の改訂期が大きく教育が変わってきた時代であるということで、研修についていえば今まで若い先生・経験の少ない先生がどれだけ研修を積んでいくか、それに対して経験のある先生がどう教えていくかというふうな縦の関係の中で研修が動いていたと思うのですが、今の研修というのは経験のある先生も若い先生も、みんなにとって新しいことがブーンと入ってきたというような感覚を先生方がどれだけ認識しているかということがすごく大事で、どなたも一生懸命研修をしていかなければいけないという意識づけが一人ひとりの自覚として持っていただきたいということと、世の中がどんどんどんどん変化していくので、やはり今ある力でずっと蓄えてそれで教えていくのではなくて、常に学び続けて新しいものに自分自身が更新してかないといけないというのが教師のすごく大事な仕事なんだなということを付け加えておきますので、またよろしく願いしたいと思います。それでは、議案第7号 令和5年度教職員研修に関する方針について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第7号について、決定いたします。

次に、議案第8号 令和5年度 支援教育に関する方針について、学校教育課長代理、説明願います。

○岸学校教育課長代理

議案第8号 令和5年度支援教育に関する方針についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

大きなタイトルから沿っていきたいと思います。

初めに、1. 支援教育についてですが、近年、障がい者に関する諸制度の整備が進められました。本市では、各学校園において障がいのある子どもたち一人ひとりの障がいの状態等を的確に把握し、それに対応したきめ細かい指導の一層の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育環境の実現を目指してしているということを書かせていただいております。その「ともに学び、ともに育つ」教育環境実現のためには、障がいのある子ども一人ひとりに対する教育を、学校教育の中心に位置付け、各学校に複数の支援教育コーディネーターを置いており、学校全体の支援体制の整備・充実を図っていらっしゃる次第であります。

次に、2. 本市の支援教育における重点課題について、3点あげております。

1点目は、「特別の教育課程の内容の充実」です。自立活動とは、児童生徒が、主体的に学習上、生活上の困難を、改善・克服するための学習のことになります。個々の障がいの状態等に応じた自立活動を計画的・組織的に行えるように、教育課程を編成するよう重点的に取り組んでいくということをここで示させていただいております。

2点目は、「個々の教育的ニーズに応じた就学の実現」です。児童生徒の望ましい成長を促すためには、できるだけ早期から、個々の障がいの状態に応じた教育を受けることが望ましく、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえた上で就学先が決められるように時間をかけて、丁寧な就学相談を行っていくということです。

3点目は、「通級指導の充実」です。通級指導教室とは、通常の学級における個別支援を必要とする子どもたちに、自立活動を定期的に指導することで、本市では主に「発達障がい」への対応を行っております。

本市においては、通級指導教室が今年度より全ての小中学校に設置されました。通常の学級在籍の児童生徒の個々の障がい状態等を的確な把握をして、個別の指導計画を作成し、児童生徒が主体的に生活上の困難を改善・克服するための自立活動を中心とした学習指導を行っていくということです。

最後に、「3. 支援教育方針について」ですが、各学校園における支援教育の取り組みの具体的な方針を示しております。

少し変えさせていただいたところは⑨点目です。一人ひとりの教育的ニーズに応じた就園就学を実現するため、教育委員会、保育幼稚園課が連携して組織する「藤井寺市障がい児就園就学相談委員会」による就園就学相談のさらなる充実を図り、各学校園で実施する教育上支援を必要とする児童・生徒の状況を的確に把握し、多様な学びの場の充実を図るとともに就園就学に関する適切な情報提供に努め、幼稚園・小学校・中学校と切れ目のない支援体制につなげていくことをさらに推進していくということを、ここで掲げさせていただきました。以上のような取り組みを来年度も推進していきたいと考えていますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

す。

○濱崎教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。色々な制度をつくっていただいて、いろんな対応を考えられているのですが、今日のこのお話の中で私が一番大事なものは、一番最初に書いてある府も世界も国も言っているインクルーシブ教育の理念、これをどういうふうに理解しているか、また、浸透しているかということが全ての出発点ではないのかなと思ってます。大阪では「ともに学び、ともに育つ」という理念の中で学校教育が正に障がいがある・ないということ、分け隔てせずにみんなで育っていきましょうという考え方がその理念どおり実現しているのかということ、なかなか色々な意見があって、また制度の遅れもあってなかなか難しい状況に立っているのですが、これからの共生社会・多様な社会を迎えるにあたって、子どもたちに一番大切にしなければいけないのは、子どもたちが「自分を大切にすることとは、他人も大切にすることなんだよ。」ということを実感できる子どもたちを育てていくというのがすごく大事な理念であって、それがこの支援教育の一番大切なところだな、そこを踏まえながら個に応じたいろいろな支援をしていかなければいけない制度というのは大切にしていけないといけないと思うのですが、何回も言いますが、一人一人の子どもが自分は大切だなど思うことは確かに思っていると思いますね。でも、その自分が大切だなど思うことは人も大切にすることなんだよ、というような感性をどう身につけさせていくのかが共生の中で自然に体験的に身につけていく社会だと思っていますので、その辺をこれからも藤井寺は大切にしていきたいなというふうに思っています。

○富山委員

共生や多様性というのが生物学的な生態学から見れば僕は専門的にすぐ答えられるのですが、この人類社会における共生・多様性という考え方や、今後の方向性、早く皆さんに認知してもらいたいというすごく重要なワードなんですけど、まだまだ敷居が高く感じますね。このインクルーシブ教育も本当に早急に進めていかなければいけないことなんですけど、まだまだ認知されていない気がします。もっとこの辺は進めていかなければ本当に時代は進んでいますので、すごく僕は生物学を専門にしているから、本来の生物の多様性と人類社会における多様性の言葉の違いを絶えず頭の中で自分の中で戦っているんですね。それは、結局人類社会での多様性というのがまだ自分の中でスッキリ答えが出ていないからだと思うんです。生物学を専門にしている方とそうではない方とではこの多様性とか共生という言葉の重みが全然違うと思うんですね。だから、ある意味、人類におけるこの共生と多様性というのをきちんとワードをしっかりと定義していただきたいですし、今まで使っていた生物学の言葉とはちょっと違うところを出していただけた方が、もうちょっとこのインクルーシブ教育の方が進んでいくのではないのかなという気がします。

○濱崎教育長

他にご意見等ございますか。

○足立委員

各学校に複数の支援教育コーディネーターを置かれているということですが、だいたいコーディネーター1人当たり何人みるとか、そのような基準というものはあつたりするのですか。

○岸学校教育課長代理

そういった基準はないと思いますが、支援学級の数だとかそういった部分でいきますと、支援学級に入っている子どもの数が何人に1人というのは決まっています。一応、ある程度経験のある先生方に支援コーディネーター教育で全体を見ていただくという形で入っていただく形になっています。

○足立委員

それは支援が必要な方の数であつたり、学校の規模であつたりというところで臨機に対応しているということですか。

○寺田教育部理事

そういう意味で言いますと、子どもさんがどんな状態などの基準はないんですけども、やはり各学校そういう支援を要する子どもがいるとたくさん聞いていますので、その中で、学校の中でどういうふうにもその子たちについて、その子についてどう成長していってもらえるのかということを考える中心になる人がコーディネーターということになりますので、そういう意味で各学校にそういう中心の方がいらっしゃるという中で支援教育を進めているという状況です。

○濱崎教育長

先程も申しましたように、研修計画もいろいろご提案いただいたんですけども、支援教育の計画というのは学校の人権的にも一番核になる大切な理念を含んでいますので、またその辺のところをご指導していただきたいなと思います。それでは、議案第8号 令和5年度 支援教育に関する方針について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第8号について決定いたします。

次に、議案第9号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、教育部長、説明願います。

○萬田教育部長

議案第9号「藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明申し上げます。資料4をご覧ください。

本条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改

正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正点としましては、放課後児童会を利用する児童の安全確保を図る観点から、放課後児童健全育成事業者に対し、施設の安全点検、児童・職員への安全に関する指導、研修及び訓練等、安全に関する計画の策定や計画の実施、また、自動車を運行する場合は、乗降車の際に利用者の所在を確認しなければならないなど、安全管理の徹底に係る規定などが加えられたものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○濱崎教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。自動車を運行する場合の所在の確認というのは具体的に藤井寺の放課後児童会の場合は該当しますか。

○萬田教育部長

現在、川北地区の児童を対象に近鉄バスを道明寺小学校への通学バスに利用しております。今考えておりますのは、近鉄バス会社の方に乗降時に点呼の確認と、調整中ではありますが、それを実施していただいた報告書のようなものを提出願えないかということをお話させていただいているところです。

○濱崎教育長

主にはそれですね。

○萬田教育部長

本市の場合、自動車に乗ってどこかへ行くということは原則ありませんので、実際には川北地区の通学に関する規定となります。

○濱崎教育長

悲惨な事故を起こさないためにどれだけ安全管理するかということで、一部条例改正ということですが、よろしいでしょうか。それでは議案第9号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第9号について、決定いたします。

次に、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第4号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和5年1月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料5の表の8件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○濱崎教育長

今回、1月は8件ということです。ただ今の件について、委員の皆様、何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第4号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第4号について、承認いたします。

次に、報告第5号 国史跡保存活用計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、文化財保護課長、説明願います。

○尾花文化財保護課長

報告第5号 国史跡古市古墳群保存活用計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、報告いたします。資料6をご覧ください。

パブリックコメントの実施期間としましては、令和5年2月14日から27日としております。閲覧場所につきましては、藤井寺市ホームページ、市役所6階文化財保護課、1階情報交流ひろば「ふらっと」、支所、アイセルシュラホール、市立図書館となっております。

次に、保存活用計画（案）の概要を説明いたします。資料2枚目の国史跡古市古墳群保存活用計画概要版をご覧ください。

まず、計画策定の沿革と目的につきましては、平成13年に史跡古市古墳群として、統合・名称変更されまして、平成26年3月に策定されました「国史跡古市古墳群保存管理計画」に基づいて古墳群の保存管理を進めてまいりましたが、平成31年4月に文化財保護法が改正されたこと、浄元寺山古墳等の8基が追加指定されたこと、令和元年7月に世界遺産に登録されたことを受け、史跡の追加指定と世界遺産登録時の追加的勧告に対応するため、古市古墳群の保存と活用の基本方針を示す新計画を策定することにいたしました。

計画の範囲としましては、墳丘は現存する45基のうち国指定史跡22基の指定範囲及びその周辺としております。

施設について、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備についての現状と課題を整備し、「史跡の本質価値を確実に保存し、未来に継承する」「人々が身近に親しめる、史跡の本質的価値を理解する場、憩いの場として活用する」「史跡の本質的価値を分かりやすく伝えることができるような整備を行う」といったことを、大綱と

してまとめております。

それを受けまして、右側になります。次のとおり基本的な方針を示したところがあります。

保存管理につきましては、日常的な保存管理、調査研究、史跡追加指定、公有化、植生管理を行う。活用につきましては、公開活用、見学ルート・動線を示す、未公開古墳の公開、本質的価値の情報発信・普及啓発の推進を行う。整備につきましては、保存のための整備としまして、損壊が危惧される古墳に対しまして、遺構を保護するための整備を行うこと、活用のための整備としまして、古墳群の一体性を体感できる整備や効果的な動線設定、案内・解説施設の整備など情報発信に努める。運営・体制の整備につきましては、羽曳野市との共同のもと、連携体制や管理体制の充実・強化、地域の人々、関係団体との協働・連携した維持管理をめざす。このようなことについてパブリックコメントの意見を参考とさせていただきながら、今年度策定する予定としております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○濱崎教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。この活用計画ができて、これが推進していくという話になっていくことによって、2019年に指定された世界遺産登録の後の開発がずっと進んでいくというふうに認識していいんですね。

○尾花文化財保護課長

世界遺産に登録されたところにつきましては、この概要版の方の左側真ん中にあるのですが、史跡古市古墳群本質的価値というところを特に指摘されております世界遺産としてはなっております。下にごございますように、古市古墳群は4世紀後半から6世紀前半にかけて、多様な規模と古墳群が密集して築造されているというところであるとか、言うところを特に重点的に考えていかないといけないということで、今回の保存活用計画の見直しを行っているというところですよ。

○濱崎教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

僕は景観審議会ですっとお手伝いをさせていただいて、古墳を世界遺産にするために古墳の周りに派手な建物を立てないでほしいという条例をずっとつくってました。世界遺産になった時は本当に心から嬉しくて、世界に誇るものがこのわが藤井寺市にあるということで、本当に誇りに満ちて本当に嬉しかったです。前にもお伝えしたと思いますが、藤井寺に生まれて育ってよかったという、古墳がある町で生まれて育ってよかったという思いを持って多分僕は死に至っていくと思うんですが、そういうすごく長い歴史を背負ったところで生まれ育ったんだという、単なる観光地ではなくて、やはり藤井寺市民にそれぞれ誇りを感じていただけるような古墳とは何なのか、ピラミッドと古墳の違いは何なのか、外国の方が来た時に案内ができるようなことを今後どうしていけばいいのか、それは観光産業にするのか、

それとも本当に今のような本当に当たり前のように古墳があって当たり前のように見て育ってきたので、逆に今大人になって世界遺産になってすごいなって心から嬉しいんです。そういう喜びを幼稚園児にも感じてほしいですし、市民全員で感じられたらもっと幸せな藤寺市民になれるのかな、古墳が誇りというところを上手く失礼のないように強調していただけたらいいかなと思います。条例って本当に厳しくできなくて、お願いなんですよね。古墳の周りに派手なものを作らないでくださいねという単なるお願いしか出来ないですけど、それでも、大学の先生方が集まって必死に条例を作りあげてきました。そういう整備があるから世界遺産に認めてあげようみたいなやっとな許可をいただけたので、本当に嬉しいです。だからそういうところも市民の皆さんにお伝えしたいですし、大学の先生方も真剣に世界遺産にするために条例を作ってくださいってしたこと、僕は死ぬまで永遠と市民の皆さんに伝えていくと思いますが、誇りになるような位置付けにもっともって行ってほしいですね。毎回、広報に古墳の写真が出てくるぐらい、どれだけ刷り込むのかというぐらいのことを出してくださいっても、最終的にはそういう町で生まれ育ってよかったとも思えていただけたら、本当にささやかな幸せかもしれませんが、人間形成においてもいいんじゃないかならうかと思っています。

○濱崎教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

憩いの場として活用するということがあるのですが、城山古墳は何か場所があったり、時々イベントをやったりというような感じで憩いの場というようなイメージはするのですが、あの古墳は何か特別な感じがして、他の古墳で憩いの場というようなイメージというのをつくっていくはなかなか難しいような気がしているのですが、どうなんでしょうか。

○尾花文化財保護課長

藤井寺市内では、今、足立委員のおっしゃったように実際に入れる古墳というのは世界遺産の中では特に難しく、城山古墳につきましても、そういうイベント等ございました。先程申しました文化財保護法の改正というところでは、先程の整備のところでもお話ししたんですが、活用のための整備というところが特に盛り込まれておりまして、そのところを特に今回の保存活用計画の方では意識して作りしましたので、活用といいますと、最近でありましたら、古室山古墳とかで実際に去年でしたらナイトツアーを企画して、真っ暗な古墳に登っていただいて体感していただいたり、登れる古墳を最大限に使ったような活動をしながらか古墳を身近に感じていただいて、というところでの取り組みも徐々に進めていっているところであります。あと、入っていくためには、その周りの道路であるとか古墳内の整備であるとか、というところも可能な限り整備したいということをや盛り込んでいますので、その辺は文化庁と国の方とも協議しながら、出来る範囲で古墳内の整備を進めていけたらなと思っています。

○濱崎教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第5号 国史跡古市古墳群保存活用計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、このとおり承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第5号について、承認します。

次に、その他報告事項に移ります。藤井寺市立認定こども園条例施行規則について、保育幼稚園課長、報告願います。

○音羽保育幼稚園課長

藤井寺市立認定こども園条例施行規則について、ご報告いたします。資料7をご覧ください。

以前からご報告させていただいておりますように、令和5年4月に、道明寺幼稚園及び第二保育所を廃止し、幼保連携型認定こども園を移行するため、藤井寺市立認定こども園条例が令和4年9月30日に施行されました。この規則につきましても、認定こども園条例の施行に関して、定めるものでございます。規則の内容につきましては、第1条では規則の趣旨説明でございます。第2条は規則の中で使用される用語の定義、第3条は認定こども園の定員について、第4条は開園時間と教育及び保育を提供する時間について、第5条は休園日と教育認定を受けた園児に教育の提供を行わない日(休業日)を定めているものでございます。第6条は開園時間及び通園時等の変更の手続きについて、第7条は学期について、第8条から第10条までは入園の資格、入園の時期及び手続きについて定めております。第11条は退園手続き、第12条は疾病等による出席停止について、第13条では、認定こども園では全体的な計画を作成することとし、第14条では学級の編成、第15条では卒園証書の授与を規定しております。第16条では教材の取扱い、第17条及び第18条は認定こども園における職員とその職務権限について、第19条は保育認定を受けた園児に対する延長保育事業について、第20条は教育認定を受けた園児に対する預かり保育事業について、第21条は子育て支援事業について、第22条は給食の実施について規定しております。第23条につきましても、教育委員会の意見聴取を行うことについて規定しているものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項におきまして、認定こども園に関する事務のうち、教育過程に関する基本的事項の策定、その他教育委員会と関係の深い事務として規則で定めるもの、および規則の制定については教育委員会のご意見を聴かなければならないとされております。本市の認定こども園におきましても、認定こども園におけます教育課程に関する基本的事項の策定に関するものと、認定こども園の設置または廃止に関するものの2点につきましても、教育委員会のご意見を伺うものでございます。最後に第24条は委任の規定でございます。

規則の施行日は令和5年4月1日としており、その他附則第2項で、保育短時間認定を受けました園児の経過措置について規定しております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○濱崎教育長

ありがとうございます。道明寺こども園のこども園化については、令和5年度開園に向けて教育委員会の方にも何回かその内容について説明をしていただいたり、取組状況について説明をしていただいております。委員の皆様、規則改正について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、2月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時10分